別表 (第2条関係)

事業区分	事業内容	補助対象者	補助対象森林	補助対象経費	補助単価	補助金算定方法
搬出間伐	高林齢のスギ(7	①森林法第5条	①森林法第5条	群馬県民有林造	群馬県が定める	
	1年生以上) 又は	に定める地域森	に定める森林で、	林事業補助金交	公共造林間伐標	
	ヒノキ (81年生	林計画の対象民	林齢が藤岡市森	付要綱の別表 2	準単価(間伐・	
	以上)の森林を間	有林のうち、藤岡	林整備計画で定	に定める森林環	選木無し・定	
	伐した場合に要	市内に私有林を	める標準伐期齢	境保全直接支援	性・一般・車両	
	する費用の補助	所有する者	の2倍を超える	事業の間伐にお	系) に定める単	
		②①に規定する	スギ又はヒノキ	ける補助対象経	価とする。	
		森林を所有する	とする。	費に準じる。		
切捨間伐		者から補助金の	②民有林のうち、	群馬県民有林造	群馬県が定める	別に定める
		申請等及び補助	公有林は補助対	林事業補助金交	公共造林保育等	
		金の受領の権限	象としない。	付要綱の別表 2	標準単価(保育間	
		を委任された林	③他の補助金に	に定める造林推	伐(Ⅱ)・選木無	
		業経営体	よる補助がある	進対策(造林推進	し) に定める単価	
			場合は、補助対象	対策) の森林整備	とする。	
			としない。	(整理伐) におけ		
				る補助対象経費		
				に準じる。		